② 固有更生債権に係る免除

更生３社は、固有更生債権に係る確定更生債権額のうち、以下のⅰからⅲまでの合計額に相当する部分について、本第一会社分割の効力発生日（本第一会社分割後）に、免除を受ける。

ⅰ 当該固有更生債権を負担する更生会社を主債務者とする人的保証更生債権の弁済額相当額（別表21の「人的保証更生債権個社弁済相当額」欄記載の金額）

ⅱ 当該固有更生債権を被担保債権とする物上保証更生担保権（本第一会社分割の効力発生日の前日までに未確定更生担保権の存否が確定していない場合における未確定更生担保権を除く。）の弁済額相当額（別表21の「物上保証更生担保権弁済相当額」欄記載の金額）

ⅲ 第三者担保権等の弁済額相当額（別表21の「第三者担保権等弁済相当額」欄記載の金額）

なお、更生４社は、本更生計画に基づく物上保証更生担保権及び人的保証更生債権の弁済により、被担保債権又は被保全債権の主債務者に対して取得する求償権について、本吸収合併の効力発生前に、それぞれ、その全額を放棄する。

イ 合併後林原による弁済

① 弁済の額の算出方法

合併後林原は、アによる権利の変更後の固有更生債権の一部について、別表21の「平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日から１ヶ月以内」欄記載の金額を、平成24年１月30日又は更生計画認可決定確定日のいずれか遅い日から１ヶ月以内に、弁済する。ただし、合併後林原は、当該弁済する日において、当該弁済を受ける債権者に対して相殺適状にある反対債権を有する場合には、弁済に代えて、当該弁済の対象たる固有更生債権の一部と当該反対債権と対当額で相殺することができる。

なお、更生３社のうち複数の更生会社に対してアによる権利の変更後の固有更生債権を有する債権者に対する弁済にあたっては、林原に対する債権への弁済に先立ち、林原商事及び生化研に対する債権を弁済する。

② 敷金返還請求権の取扱い

合併後林原は、別表21の整理番号38―３の債権について、１⑵ア②ⅰに定める方法により弁済する。

ウ 太陽殖産による殖産承継債権の分割弁済

① 殖産承継債権に係る免責的債務引受け

太陽殖産は、アによる免除及びイによる弁済後の固有更生債権の一部（別表21の「殖産承継債権」欄記載の金額に相当する部分）に係る債務について、本第二会社分割により合併後林原から免責的に引き受ける。

② 殖産承継債権に係る分割弁済等

太陽殖産は、殖産承継債権について、各債権者に対し、以下のとおり、分割弁済する。

ⅰ 初回分割弁済

弁済原資額：

平成24年１月末日における太陽殖産が有する現預金から同日において合理的に見積もられる同日後の清算費用（更生手続の終結前にあっては、手続遂行費用を含む。以下本⑶において同じ。）を控除した金額

各債権者への弁済額：

上記弁済原資額を殖産承継債権総額（平成24年１月末日までに生じた殖産承継債権組入額（第１節第２の５⑶及び第３の３⑵の定めにより殖産承継債権になるものとされた金額をいう。以下本ウにおいて同じ。）を含む。）に対する各債権者に係る殖産承継債権額（当該債権者に係る同日までに生じた殖産承継債権組入額を含む。）の占める割合に応じて按分した金額（ただし、当該殖産承継債権額を上限とする。）

弁済時期：

本第二会社分割の効力発生日から１週間以内

ⅱ 第２回以降の分割弁済

弁済原資額：

平成24年12月末日、平成25年12月末日及び平成26年12月末日並びに別途太陽殖産管財人が定める日（以下本ウにおいて「分割弁済基準日」という。）における太陽殖産が有する現預金並びに当該分割弁済基準日までにⅰ及びⅱの定めにより弁済した金額の合計額から当該分割弁済基準日において合理的に見積もられる当該分割弁済基準日後の清算費用を控除した金額

各債権者への弁済額：

上記弁済原資額を殖産承継債権総額（分割弁済基準日までに生じた殖産承継債権組入額を含む。）に対する各債権者に係る殖産承継債権額（分割弁済基準日までに生じた当該債権者に係る殖産承継債権組入額を含む。）の占める割合に応じて按分した金額（ただし、当該殖産承継債権の残額を上限とする。）から各債権者が分割弁済基準日までにⅰ及びⅱの定めにより弁済を受けた金額を控除した金額

弁済時期：

分割弁済基準日の１ヶ月後の応当日

ⅲ 平成24年１月末日後に殖産承継債権組入額が生じた場合

平成24年１月末日後各分割弁済基準日前に殖産承継債権組入額が生じた債権者が存する場合には、ａに掲げる金額からｂに掲げる金額を控除した金額を、当該殖産承継債権組入額の発生後１ヶ月以内に当該債権者に弁済する。

ａ 当該殖産承継債権組入額が、当該殖産承継債権組入額が生じた日の直前の分割弁済基準日（殖産承継債権組入額が生じた日が平成24年12月末日前である場合は、平成24年１月末日）に生じていたとするならば、当該殖産承継債権組入額が生じる前までに当該債権者がⅰ及びⅱの定めにより弁済を受けることができた金額

ｂ 当該債権者が当該殖産承継債権組入額が生じる前までにⅰ及びⅱの定めにより現に弁済を受けた金額

ⅳ 分割弁済後の免除

平成27年２月１日又は未確定更生担保権の存否の確定日のいずれか遅い日（以下本⑶において「免除判定日」という。）において、各債権者に係る殖産承継債権額がなお残存する場合には、太陽殖産は、分割弁済後の残債権に係る債務について、免除判定日に、各債権者から免除を受ける。